

各位

三井住友信託銀行株式会社

各種預金規定の改定について

2025年4月23日(水)に公表済「[手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について](#)」のとおり、手形・小切手帳の発行終了および他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了などに伴い、2026年4月1日(水)より各種預金規定を改定いたします。

詳細につきましては、下記の改定内容をご確認ください。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

記

1. 対象となる規定

- (1) 当座勘定規定(一般当座)
- (2) 当座勘定規定(個人当座用)
- (3) 当座勘定規定(専用手形口)
- (4) 普通預金規定
- (5) 納税準備預金規定
- (6) 貯蓄預金規定
- (7) 定期預金「夢物語」規定
- (8) 定期預金「夢物語(特約付)」規定

2. 改定内容

下表では改定となる条項のみ記載しております(下線部: 変更部分)。

(1) 当座勘定規定(一般当座)

改定前	改定後
第1条(当座勘定への受入れ) ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 ② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。 ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当社店頭に表示(掲示、備置等)による方法を含みます。以下	第1条(当座勘定への受入れ) ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> ② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。 ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当社店頭に表示(掲示、備置等)による方法を含みます。以下

<p>同じ)する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>同じ)する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>
<p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>① 当社を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当社はその支払をしません。</p> <p>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当社所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>⑧ 2024年11月1日以降に新規開設した口座は、手形用紙、小切手用紙を交付しません。</p>	<p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>① 当社を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当社はその支払をしません。</p> <p>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</p> <p>⑤ 2026年4月1日以降、手形用紙、小切手用紙は交付しません。</p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当社所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>(削除)</p>
<p>第12条(手数料等の引落し)</p> <p>① 当社が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当社所定の手続きをしてください。</p> <p>③ 当社所定の時限以降に当座勘定に受入れした資金(為替による振込金を含みます。)は、入金日における第2項の支払に充当しません。</p>	<p>第12条(手数料等の引落し)</p> <p>① 当社が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当社所定の手続きをしてください。</p> <p>③ 当社所定の時限以降に当座勘定に受入れした資金(為替による振込金を含みます。)は、入金日における第2項の支払に充当しません。</p>
<p>第13条(支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があつたときは、当社は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>	<p>第13条(支払保証)</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p>

(2)当座勘定規定(個人当座用)

改定前	改定後
<p>第1条(当座勘定への受入れ)</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便</p>	<p>第1条(当座勘定への受入れ)</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便</p>

<p>為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。</p> <p>② 小切手要件、手形要件の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当社店頭に表示(掲示、備置等)による方法を含みます。以下同じ)する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>② 小切手要件、手形要件の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当社店頭に表示(掲示、備置等)による方法を含みます。以下同じ)する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>
<p>第8条(小切手、手形用紙)</p> <p>① 当社を支払人とする小切手を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の小切手または手形については、当社はその支払をしません。</p> <p>④ 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</p> <p>⑤ 小切手用紙、手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当社所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条(小切手、手形用紙)</p> <p>① 当社を支払人とする小切手を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の小切手または手形については、当社はその支払をしません。</p> <p>④ 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</p> <p>⑤ <u>2026年4月1日以降、小切手用紙、手形用紙は交付しません。</u></p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当社所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p>第13条(支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当社は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>	<p>第13条(支払保証)</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p>

(3)当座勘定規定(専用手形口)

改定前	改定後
<p>第1条(当座勘定への受入れ)</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。</p>	<p>第1条(当座勘定への受入れ)</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切</u></p>

<p>② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当社店頭に表示(掲示、備置等)による方法を含みます。以下同じ)する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>手は受入れません。</p> <p>② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当社店頭に表示(掲示、備置等)による方法を含みます。以下同じ)する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>
<p>第8条(手形用紙)</p> <p>① 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものでない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</p> <p>③ <u>手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</u></p> <p>④ 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p>⑤ 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑥ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求のあつたときは、当社所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条(手形用紙)</p> <p>① 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものでない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</p> <p>(削除)</p> <p>③ <u>2026年4月1日以降、専用約束手形用紙を含め手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u></p> <p>④ 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑤ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求のあつたときは、当社所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p>第9条(手数料)</p> <p><u>前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当社所定の手数料を支払ってください。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第10条(支払の範囲) 第11条(支払の選択) 第12条(印鑑等の届出) 第13条(届出事項の変更) 第14条(印鑑照合等) 第15条(振出日、受取人記載もれの手形) 第16条(自己取引手形等の取扱い) 第17条(利息) 第18条(残高の報告) 第19条(譲渡、買入れの禁止) 第20条(解約) 第21条(取引終了後の処理) 第22条(手形交換所規則による取扱い) 第23条(規定の変更)</p>	<p>第9条(支払の範囲) 第10条(支払の選択) 第11条(印鑑等の届出) 第12条(届出事項の変更) 第13条(印鑑照合等) 第14条(振出日、受取人記載もれの手形) 第15条(自己取引手形等の取扱い) 第16条(利息) 第17条(残高の報告) 第18条(譲渡、買入れの禁止) 第19条(解約) 第20条(取引終了後の処理) 第21条(手形交換所規則による取扱い) 第22条(規定の変更)</p>

(4) 普通預金規定

改定前	改定後
<p>2 (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。 当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当社店頭に表示(掲示、備置等)による方法を含みます。以下同じです。)する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>2 (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> <u>なお、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</u></p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。 当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当社店頭に表示(掲示、備置等)による方法を含みます。以下同じです。)する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>

(5) 納税準備預金規定

改定前	改定後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当社店頭に表示(掲示、備置等)による方法を含みます。以下同じです。)する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当社店頭に表示(掲示、備置等)による方法を含みます。以下同じです。)する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>
<p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金は、預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当社がやむを得ないと認めるときは租税納付</p>	<p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金は、預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当社がやむを得ないと認めるときは租税納付</p>

<p>以外の目的でも払戻しができます。</p> <p>(2) この預金を払戻すときは、当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</p> <p>(3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、取扱店は直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、取扱店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u></p> <p>(4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。</p>	<p>以外の目的でも払戻しができます。</p> <p>(2) この預金を払戻すときは、当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</p> <p>(3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、取扱店は直ちに租税納付の手続をします。</p> <p>(4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。</p>
--	--

(6)貯蓄預金規定

改定前	改定後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当社店頭に表示(掲示、備置等による方法を含みます。以下同じです。)する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当社店頭に表示(掲示、備置等による方法を含みます。以下同じです。)する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>

(7)定期預金「夢物語」規定

改定前	改定後
<p>2. (お積立預金)</p> <p>(2) お積立預金は、第1項の口座振替によるほか、現金、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取引できるもの(以下「証券類」といいます。)により、次のとおり、取引店のほか、当社国内本支店でも預入れることができます。この場合、通帳を持参してください。</p> <p>① 1回あたりの預入金額は 1,000 円以上 1,000 円単位と</p>	<p>2. (お積立預金)</p> <p>(2) お積立預金は、第1項の口座振替によるほか、現金、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取引できるもの(以下「証券類」といいます。)により、次のとおり、取引店のほか、当社国内本支店でも預入れることができます。この場合、通帳を持参してください。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>① 1回あたりの預入金額は 1,000 円以上 1,000 円単位と</p>

<p>します。</p> <p>② 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>③ 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、取引店で返却します。</p> <p>④ 当社の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)により預入れるときは、1回あたりの預入金額は、その預金機に表示された範囲内の金額とします。</p>	<p>します。</p> <p>② 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>③ 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、取引店で返却します。</p> <p>④ 当社の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)により預入れるときは、1回あたりの預入金額は、その預金機に表示された範囲内の金額とします。</p>
--	--

(8) 定期預金「夢物語(特約付)」規定

改定前	改定後
<p>2. (お積立預金)</p> <p>(2) お積立預金は、第1項の口座振替によるほか、現金、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取引できるもの(以下「証券類」といいます。)により、次のとおり、取引店のほか、当社国内本支店でも預入れることができます。この場合、通帳を持参してください。</p> <p>① 1回あたりの預入金額は 300,000 円以上 100,000 円単位とします。</p> <p>② 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>③ 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、取引店で返却します。</p> <p>④ 当社の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)により預入れることはできません。</p>	<p>2. (お積立預金)</p> <p>(2) お積立預金は、第1項の口座振替によるほか、現金、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取引できるもの(以下「証券類」といいます。)により、次のとおり、取引店のほか、当社国内本支店でも預入れることができます。この場合、通帳を持参してください。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>① 1回あたりの預入金額は 300,000 円以上 100,000 円単位とします。</p> <p>② 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>③ 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、取引店で返却します。</p> <p>④ 当社の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)により預入れることはできません。</p>

3. 改定日

2026年4月1日(水)

以上